

○長野県警察交通事故分析要綱の制定について

平成27年7月31日
例規第16号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

次のとおり長野県警察交通事故分析要綱を制定し、平成27年8月1日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

なお、交通事故分析要綱の制定について（昭和42年2月15日例規第7号）は、廃止する。

長野県警察交通事故分析要綱

第1 目的

この要綱は、交通事故分析の実施に関し必要な事項を定めることにより、交通事故分析結果に基づいた効果的な交通事故抑止対策の推進に資することを目的とする。

第2 交通事故分析の体制

多角的見地から総合的に交通事故分析を実施する体制を整備するため、警察本部交通部交通企画課（以下「交通企画課」という。）に交通事故分析官及び交通事故分析員を置き、警察本部交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署に交通事故分析責任者を置く。

第3 交通事故分析官

1 交通事故分析官は、交通企画課事故分析担当課長補佐をもって充てる。

2 交通事故分析官の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）個別の交通事故に対し、多角的見地から具体的に検討を加えた調査及び分析を行うこと。
- （2）交通事故分析に必要な分析システムを構築し、関係機関・団体等との横断的な連携の下に、効果的かつ総合的な交通事故抑止対策の立案及び交通事故情勢等の県民に対する情報発信に資する分析を行うこと。
- （3）交通事故統計の正確性及び斉一性を保持するための指導教養を行うこと。

第4 交通事故分析員

1 交通事故分析員は、交通企画課事故分析担当係長をもって充てる。

2 交通事故分析員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）交通事故分析官を補佐し、交通事故統計及び交通事故分析業務を行うこと。
- （2）交通事故分析官が実施する指導教養の補助を行うこと。

第5 交通事故分析責任者

1 交通事故分析責任者は、高速隊にあつては隊長補佐、警察署にあつては交通課長（長野中央警察署及び松本警察署にあつては交通第二課長、交通課が置かれていない警察署にあつては地域・交通課長）をもって充てる。

2 交通事故分析責任者の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）管内（高速隊にあつては長野県内の高速道路）で発生した個別の交通事故に対し、多角的見地から具体的に検討を加えた調査及び分析を行うこと。
- （2）管内の住民（高速隊にあつては長野県内の高速道路利用者）に対し、交通事故分析に基づいた交通事故抑止に資する広報啓発活動を行うこと。

第6 学識経験者の協力の確保

1 交通事故分析官、交通事故分析員及び交通事故分析責任者（以下「交通事故分析官等」という。）は、交通事故分析に当たっては、交通工学、人間工学、心理学、医学、機械工学等の交通事故分析に必要な分野の学識経験者の協力を求め、綿密かつ適正に実施しなければならない。

2 交通事故分析官等は、平素から交通事故分析に必要な分野の学識経験者との連絡を密にし、交通事故分析を実施する際の協力体制の確保に努めなければならない。

第7 交通事故分析の種別

交通事故分析は、交通基本情報管理システム等を活用して行う統計的分析及び現地診断等を実施して行う事例的分析に分類する。

第8 統計的分析

1 路線別分析

路線別分析は、道路環境、交通環境、交通規制及び交通取締りの観点から策定する交通事故抑止対策に反映させるため、路線別に発生した交通事故について行うものとする。

2 区域別分析

区域別分析は、交通事故抑止重点対策を策定し、及び策定した交通事故抑止重点対策の評価の指標とするため、市町村行政区域等の一定区域内において発生した交通事故について行うものとする。

3 事故区分別分析

事故区分別分析は、区域別分析及び路線別分析を補足し、交通事故の発生傾向等を把握するため、交通事故内容の区分別に分析を行うものとする。

第9 事例的分析

1 個別的事故の分析

個別的事故の分析は、次に掲げる交通事故を対象に、再発防止を図るための交通事故抑止対策を策定するため、現地診断を実施するとともに、関係機関・団体、地域住民等による検討会を開催するなど、多角的見地から総合的に行うものとする。

(1) 死亡事故

(2) 交通事故取扱要綱の制定について（昭和41年1月1日例規第1号）に定める重大事故のうち、特に、個別的に事故分析を要すると認められる交通事故

2 交通環境の分析

交通環境の分析は、次に掲げる場所を対象に、安全で円滑な交通環境の整備を推進するため、道路構造、交通安全施設の設置状況、道路標識及び標示の整備の必要性等について行うものとする。

(1) 地域住民が危険と認知している区間又は地点

(2) 路線別分析の結果、交通事故発生の危険度が高いと認められる区間又は地点

(3) (1)及び(2)のほか、交通環境の分析が必要と認められる区間又は地点

第10 交通事故分析結果の提供

交通事故分析官等は、地方公共団体、関係機関・団体等が効果的かつ適切に交通安全対策を行うことができるようにするため、交通事故分析結果を提供するものとする。

第11 P D C Aサイクルを機能させた交通事故抑止対策の推進

交通事故分析官等は、交通事故分析に基づき策定した交通事故抑止対策を実施した場合は、その都度、当該交通事故抑止対策の効果を検証し、検証結果を次の交通事故抑止対策に反映させていくものとする。

第12 交通事故分析方法の研究

交通事故分析官等は、関係機関・団体等と連携し、交通事故分析方法を研究し、より効果的な交通事故分析方法の開発に努めるものとする。